



GAP 普及ニュース

●巻頭言 岐阜県が『持続可能な農業』の実現に向けて GH 農場評価制度を開始	田上隆一・・・1
●「ぎふ清流 GAP 評価制度」～わが国初の公的農場評価制度～	・・・3
●「ぎふ清流 GAP 評価制度」の開始を古田肇岐阜県知事が発表	・・・4
●「ぎふ清流 GAP 評価制度」の概要	・・・4
●「ぎふクリーン農業」は持続可能な農業を目指してきた	・・・6
●『日本の GAP』全てはここから始まった《連載第6回》～失われた日本の20年～	・・・7
●GH 農場評価制度の『GH』に込められた意味	・・・山田正美・・・9
●GH 農場評価制度の特徴	・・・10
●2020 年度 GAP シンポジウム『GAP 普及で生産力向上と持続性を両立させる』	・・・15
●2020 年度セミナー・シンポジウムの予定	・・・16
●GH 農場評価に関する質問と回答	・・・田上隆多・・・16
●《箸休め》感染拡大を防ぐのはプラスチック？	・・・18
●GAP・GH 関連用語の解説	・・・19
●株式会社 Citrus の農場経営実践（連載 38 回）	・・・佐々木茂明・・・20
●編集後記	・・・22

【巻頭言】

岐阜県が『持続可能な農業』の実現に向けて GH 農場評価制度を開始

一般社団法人日本生産者GAP協会
理事長 田上隆一

オリンピック・イヤーだった 2020 年は、新型コロナウイルスによる感染症の大流行で GAP の普及・啓発活動の多くが開催中止を余儀なくされました。そのため生産者が出演する新たな教材を作成してオンライン研修等で補完しています。

そもそも日本生産者 GAP 協会の使命は、「人間活動と自然環境との調和」を目指す農林水産業のあるべき姿を「適正農業規範」に著し、日本の農業現場で行われる「適正農業管理（GAP）」のあり方を研究し、その実践を普及することにあります。

振り返れば、2011 年の震災直後に「日本 GAP 規範」の初版を出版し、その規範の内容を農業者がどの程度農業現場で達成しているかを評価して農場管理の改善指針を提供する「グリーンハーバスター農場評価制度（GH 農場評価制度）」を同時に構築し、そのガイドを出版（2017）し

てきました。

GH 農場評価制度では、その評価システムを使って個々の農家の管理上の問題点を明らかにし、その農場にふさわしい改善策を講じるよう、農家と一緒に考えていく指導者を育成することが必要になります。2008 年から各地に出向いて実施してきました都道府県の普及指導員に対する「GAP 指導者養研修会」をブラッシュアップして、GH 農場評価の現場で農場のクリニックができる指導者を養成する「GH 農場評価員養成講座」に組み換えました。GH 農場評価員は、実際の農場の現場に臨んで、その農場の管理上の問題点を把握することが必要になります。また、GH 農場評価員を配置する拠点としての「農場クリニック」が全国の多くの農業生産地域に必要になります。これまでに都道府県の普及指導員並びに農協の営農指導員ら 5,455 人が「GH 農場評価員養成講座」を受講し、評価員試験に挑戦して合格した人数は、2020 年 3 月 31 日時点で 757 人にもなりました。これらの方々は、今後の日本農業にとって大きな力になっていくものと期待しています。

今年にはコロナ禍による外出自粛に伴い、あらゆるイベントの中止が続き、多くの人々にとって経済活動はこれまで経験したことのない程の停滞になり、パンデミックの収束が見通せないままで一年が終わろうとしています。

しかし、日本の『持続可能な農業』の実現にとっては、歴史に残る明るい出来事がありました。それは、**岐阜県が「グリーンハーベスター農場評価制度」を導入して、2021 年以降の『持続可能な岐阜農業』を推進していく**ということになったからです。中日新聞（2020 年 10 月 3 日）などによれば、東京オリンピック・パラリンピック後に岐阜県 GAP 確認制度は終了するが、「ぎふクリーン農業」として長年続けてきた「持続可能な農業」の実現に向けて、GAP 推進の新制度「ぎふ清流 GAP 評価制度」を設けるといことです。

日本で言われている GAP の多くは、農場認証である「GAP 認証」を指しており、特に「国際水準 GAP」と称されているものは、グローバル食品企業などが要求する「農場監査」のことです。多くの食品は、国境がない自由取引で巨大化したサプライチェーンにより、世界中から安価な農産物を調達し、消費者には大量の調理品・加工食品として届けられています。このため、加工原料には世界標準の安全規格が必要となり、農産物の輸出入には「農場監査」が必須になってきています。しかし、民間の農場監査はビジネスですから、日本の零細農家ではコスト負担に耐えられないことや、途上国に多い農産物輸出国との価格競争に耐えられるのか、という問題があります。その上、先進国が多い製品輸出の相手国は、2020 年以降、特に厳しい環境規制を輸入農産物や加工食品に要求してきています。そもそも先進国の GAP 認証は、輸入農産物から自国の農業を守る砦の役割を果たしてきました。環境を犠牲にして安価な農産物・食品を生産し、それを輸出してくる途上国から、自国の農業と環境を守る重要な役割があったのです。

このようなグローバルな農業・食料問題に対応していくためには、農業政策の環境対策へのシフトや農産物・食品の流通環境全体にも関わる大幅な改革と革新が必要です。改革の一つのキーワードは「**消費者の信頼確保**」です。

「環境に配慮し、衛生管理を行き届かせ、国際水準 GAP 認証を取得した農場の農産物・食品を戦略的に輸出に回し、国内では、グローバル企業が世界中から集めたローコストの食材による調理・加工品を消費する」という食社会の経済モデルからは、日本人の明るい未来は描けません。国民にとって、それは食と農の負のスパイラルになります。国内の消費者・小売からの信頼を得るための「**真の国産信頼**」を実現し、「農場監査ビジネス」ではなく、「**公的機関による農場保証**」により実現する「**生産者と消費者との信頼の懸け橋**」を構築することが、真に期待される日本の GAP 推進ではないでしょうか。

今こそ、本来の GAP と GAP 認証の意義と意味を明確にしましょう。GAP は「**持続可能な農業**」です。GAP 認証は、消費者に対する「**農業の品質証明**」です。

岐阜県が口火を切った「グリーンハーベスター農場評価制度を利用した『**持続可能な岐阜農業とその消費者信頼**』の推進が、全国に波及していくことを強く希望しています。

「ぎふ清流 GAP 評価制度」～わが国初の公的農場評価制度～

GH 農場評価機関認定委員会

農家や農業団体の生産管理の状態を監査して合格か不合格かを決定する GAP 認証制度は、主にグローバル企業が農産物の仕入れに当たって供給者責任を果たすための一つの手段です。少し前まで欧米ではスーパーマーケットなどの買手側が監査コストを負担していましたが、この制度が日本でも知られるようになった 2005 年頃には、生産者側が負担する現在の認証ビジネスのシステムになっていました。その結果、農産物の販売価格に比較して生産コストが高い日本では、また零細な経営規模の農家が多い日本では、「GAP 認証」のコスト負担が農家の経営を圧迫するようになってしまいました。

この問題を解決するために、日本生産者 GAP 協会は、GAP 認証制度の社会的・経済的な意義と意味を明らかにし、日本農業を守るために「グリーンハーベスター農場評価制度（GH 農場評価制度）」を開発しました。『日本 GAP 規範』の開発以来、その『規範』の遵守を指導する人材として、生産の現場で問題点を抽出し、その課題を解決するための提言（GH 農場評価）ができる専門家として「GH 農場評価員」を養成してきました。この教育の対象者は、主に都道府県の普及指導員と農協の営農指導員などです。

公的機関や農業団体の農業技術指導者によって行われる GAP 指導は、農家の生産性を向上させるとともに、自然環境の持続化や農産物・食品の衛生管理、経営管理の妥当性など、農家の経営を総合的に支援する指導事業であり、今後ますます重要な位置づけとなります。このような農業の総合化を達成するのが「GH 農場評価制度」です。国際的な農場評価の遵守という課題を新たな農業問題とするのではなく、これまでの営農指導の総合化として位置付けることで GAP 認証のコスト問題の解決につなげることができます。そのために「GH 農場評価制度」は非営利で運営することを目標としています。普及指導員の GAP 指導に支えられる「ぎふ清流 GAP 評価制度」は、その客観的な農場評価が岐阜県によって実施されるということで理想的な形に添っていると言えます。

また、グローバルなサプライチェーンで圧倒的なパワーを発揮している食品関連の企業が、チェーンの信頼を確保する入り口としての農場監査（GAP 認証）についてもその管理下に置いていますが、そもそも GAP 認証制度の意義は「農場から食卓まで（Farm to Fork）」の総合的な信頼関係を築くための一部です。「Farm to Fork」全体の信頼構築のためには、農業生産現場の専門家による高度な知見からの農場評価で農場の保証を行うことの方がより自然な形であると言えます。

一般的な GAP 認証は、「認証を取得していない農家からは仕入れをしない」という排除の論理で成り立っていますが、英国の全国農民連合（NFU）が開発して運営している農場認証制度「レッドトラクター」では、大部分の農産物とその加工品がこの認証を受けており、英国の国民から圧倒的な支持を得ています。農産物の買手側ではなく、生産側が行っている農場評価が消費者から信頼されている代表的な事例です。

「ぎふ清流 GAP 評価制度」は、仕組みの開発と農場の評価を「自前」ではなく、全国の多くの都道府県で共通の仕組みとして使用されている「GH 農場評価制度」を使って農場保証を行うことで、公平性・透明性を確保することが可能になります。生産者と消費者との信頼を結ぶ懸け橋として岐阜県の農業振興に貢献していくことを期待致します。そして、その他の都道府県でも同じ形で消費者の信頼をさらに高めていって頂けることを希望しています。

「ぎふ清流 GAP 評価制度」の開始を古田肇岐阜県知事が発表

岐阜県ホームページ「知事記者会見令和 2 年 10 月 29 日」から関連部分を要約しました。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/kaiken/25994.html#october>

岐阜県の新たな GAP 制度がスタートいたします。既にオリンピック・パラリンピックに向けて、県として GAP 制度を用意し、73 件の認証を行っていますが、これは令和 3 年 9 月に終了いたしますので、改めて新しい制度を構築いたします。

内容的には単なる認証ではなく、農場管理の現状に点数を付けてその農家の GAP 管理の水準を表すという農場評価制度を確立します。この制度は、国際水準 GAP と同様の項目をカバーしておりますので、さらに上級のグレードを目指せるような仕組みにしようと考えています。

また、一般的な GAP 認証取得の手続きには通常数十万円の費用がかかるのですが、私どもは農場評価の費用を 3300 円とし、かつ 3 年間有効ということで、できるだけ生産者の経済負担を抑えようと考えています。

それから、この評価制度で一定程度以上の評価をされたものについては、生産者及び生産物にロゴマークを付けて、消費者にアピールすることを考えています。このロゴマークは、岐阜の「G」と GAP の「G」を重ねた「ぎふ清流 GAP」で、岐阜の豊かな自然の「緑」と清流の「青」で表し、持続可能な農業とこの制度を長く続けようという思いを込めて考案しました。

評価申請の受付は 11 月 26 日からということで、来年 4 月以降、認証をスタートするというようにしています。そのために、県の農畜産公社内に「ぎふ清流 GAP 推進センター」を設置致しました。ここでは、農場評価や指導員の育成の他、GAP の相談窓口として活動していきたいと考えています。この「ぎふ清流 GAP 評価制度」を是非とも活用して頂き、まさに安全・安心で、持続可能な農業経営と農産物の提供をしっかりと進めていきたいと考えています。

「ぎふ清流 GAP 評価制度」の概要

令和 2 年 10 月 29 日（木） 岐阜県発表資料より

1 「ぎふ清流 GAP 評価制度」概要（主な特徴）

（1）生産者が取り組みやすい制度

評価項目ごとに取組状況の評価基準を設け、点数化することで、自身の現状レベルを分かりやすく把握することが可能です。

（2）上級グレードを目指せる制度

評価項目が国際水準 GAP に準拠しており、上級グレードを目指せる制度です。

（3）生産者の経済負担を抑えた制度

評価登録料は、農場評価 1 件につき 3,300 円で、評価は 3 年間有効です。

（4）ロゴマークによる PR

評価を受け、さらにその評価が一定水準を満たす生産者にはロゴマークの使用を許可し、消費者への PR が可能です。

2 ロゴマーク

- ・ 岐阜の「G」と GAP の「G」を重ねたデザインです。
- ・ 野菜の葉、木、水滴を感じる「G」の形は自然を象徴しています。
- ・ 「G」を重ねて、田畑、森、岐阜の豊かな自然をイメージしています。

3 申請受付開始

令和2年11月26日（木）より

- ※ 来年4月を目途に認証を開始します。
- ※ 申請方法等は制度説明会にて説明します。

4 制度説明会

農業者を対象とした説明会を開催します。



5 「ぎふ清流 GAP 推進センター」の設置

GAP の推進拠点として、(一社) 岐阜県農畜産公社に「ぎふ清流 GAP 推進センター」を設置します。

【開所日】 令和2年11月26日（木）

【場 所】 岐阜県福祉・農業会館

- 【主な業務】
- ・ 新制度の農場評価
 - ・ GAP 指導員の育成
 - ・ GAP に係るワンストップ窓口業務

GAP各種制度の比較(イメージ)					資料1
点数で評価	県GAP確認制度 (農林水産省ガイドライン準拠+県確認) 令和3年9月終了	【新】ぎふ清流GAP評価制度 (国際水準GAPの内容に準拠した農場評価) 令和2年11月から開始	国際水準GAP		
			JGAP	ASIAGAP	GLOBAL G.A.P.
			商品回収テスト等		商品回収テスト・資材仕入先の評価
			農場経営管理 (責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等)		
			人権保護 (強制労働の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等)		
			労働安全 (機械設備の点検・整備、安全作業のための保護具の着用等)		
			食品安全 (農薬適正使用、異物混入防止、使用する水の安全性確認等)		
			環境保全 (適正な施肥、土壌浸食の防止、産廃物の適正処理・利用など)		
評価項目数	54項目	評価項目 108項目	119項目	177項目	220項目
上級グレードへステップアップ可能					

「ぎふクリーン農業」は持続可能な農業を目指してきた

GH 農場評価機関認定委員会

岐阜県は、長年にわたって化学肥料・化学合成農薬の適正で効率的な使用とそれらに代わる各種代替技術の利用を推進する「ぎふクリーン農業」を実践してきたことで知られています。「ぎふ清流 GAP 評価制度」の開始に当たって、GAP との親和性が高い「ぎふクリーン農業」について調べてみました。結果は、「ぎふクリーン農業」の要件となっていた農業行為は、「農業生産において、環境への負荷に配慮した栽培方法が求められ、生産性と環境の調和を図った農業生産をしていくことが必須」という点から、GAP 概念を構成する重要な要素であることが分かりました。

また、農産物取引では安全・安心を求める消費者ニーズが高まり、流通側から信頼される生産者による農産物の供給であることを証明することが求められるようになりました。これらは「持続可能な農業」を求める世界的な潮流と同一であり、農業政策的にも、農産物経済的にも GAP や GAP 実践の説明責任としての証明等が求められるようになりました。

「ぎふ清流 GAP 評価制度」が、それらに応える新たな事業になるでしょう。「ぎふクリーン農業」に取り組んで実績を挙げてきた岐阜県の農業者への期待がさらに膨らみます。

「ぎふクリーン農業」の成果（以下、岐阜県ホームページより引用）

令和 2 年 2 月末現在、16,396ha（507 件）で取り組まれている。これは県内作付面積のおよそ 3 分の 1 を占めている。トマトでは、7 月から 11 月にかけて出荷される夏秋トマトの産地全て（飛騨・中濃・東濃地域）、11 月から 6 月にかけて出荷される冬春トマトの産地（西濃地域）で登録され一年を通じて「ぎふクリーン農産物」が出荷される。ほうれん草では、県内 2 大産地（飛騨・岐阜地域）で登録され県内産ほうれん草のほとんどが「ぎふクリーン農産物」である。ニンジンでは、岐阜地域の産地で生産登録され春と秋出荷のほとんどが「ぎふクリーン農産物」となっている。

「ぎふクリーン農業」の要件

「ぎふクリーン農業」の 3 つの取組み要件

- 1 化学肥料・化学合成農薬などの資材の適正使用
- 2 代替技術、資材の積極的活用
- 3 土づくりとリサイクル

化学肥料、化学合成農薬等生産資材の効率的な使用のために

- 1 土壌診断及び作物栄養診断に基づく施肥改善
- 2 病害虫発生予察情報に基づく的確な防除
- 3 現行栽培における肥培管理や防除等の見直し

環境に優しい技術や資材の積極的な活用をするために

施肥

- ・有機質肥料や緩効性肥料等の環境にやさしい肥料
- ・側条施肥等の環境にやさしい施肥法

防除

- ・抵抗性品種の導入、雨よけ栽培、被覆資材の利用等の耕種的防除
- ・性フェロモン・天敵防除等の新技術

土づくりとリサイクル

- ・堆きゅう肥等の有機物や土づくり資材の適正な施用
- ・有効土層を拡大するための深耕や排水対策
- ・土壌診断に基づく土壌・肥培管理
- ・田畑輪換等合理的な作付体系の導入
- ・土づくりに適した良質な堆きゅう肥の生産
- ・地域内有機物資源の有効利用



『日本の GAP』 全てはここから始まった 《連載第 6 回》

～失われた日本の 20 年～

一般社団法人日本生産者GAP協会
理事長 田上隆一

見て・聞いて・考えれば GAP が分かる

前回の『連載 5 日本には GAP が理解できない』の「GAP 認証とは何かを知りたくて、欧州各地を歩いた」で、私は知り合いから知り合いへと「芋ずる」をたどるように、欧州各国の GAP に関わる人達を訪ね歩いたことを紹介しましたが、GAP と GAP 認証の調査で行きついた所は、スペインのアルメリア県でした。オランダの卸売会社からも、農薬会社のシンジェンタからも紹介された欧州一の夏野菜の産地であるアルメリアの農業は、青森県のリンゴ生産者の片山さん（片山林檜）の友人で、スペインのカタルーニャ出身で、ドイツで青果卸業を営んでいたロジッさんに紹介され、彼の取引先である施設園芸の生産者と農協を案内してもらいました。

2004 年の最初の訪問から、2019 年の日本生産者 GAP 協会主催「スペイン GAP ツアー」まで、私はアルメリアを計 10 回訪問し、その都度 EU 共通農業政策の GAP（持続可能な農業）政策と、グローバル経済で生き抜こうとする青果物産地の GAP 認証のその進化を見てきました。世界の中で生きていけないガラパゴス化した日本の GAP 政策と GAP 認証をもう一度見つめ直し、日本の農業が真に国際化するためには、「日本には GAP が理解できない」から、自分の目で見て、自分の耳で聞いて、自分の頭で考えようと、これまで 10 回にも亘り、日本の多くの農業関係者をスペイン、アルメリアに案内してきました。この思いに共鳴して「スペイン GAP ツアー」に参加した方々が、感動して「本来の GAP や GAP 認証」を理解するに至ったことは、「GAP 普及ニュース」への投稿文からも分かる通りです。

もはや化学農薬は使わない

最初の訪問で大きな刺激を受けたコスタデニハル（生産組合）は、片山林檜が EUREPGAP 認証を取得した 2004 年と同じ年に、EUREPGAP オプション 2（35 名の生産者）を取得していましたが、2008 年に訪ねた際には組合員が 190 名に増えて、500 ヘクタールのグリーンハウスで認証を取得していました。また、その内の 40 名は、110 ヘクタールで EU のオーガニック認証を取得し、イギリスとドイツに農産物を輸出して高い収益をあげていました。

たった 4 年間で IPM の技術が進み、ハウス栽培のほとんどは生物防除（バイオロジカル・コントロール）が前提になっており、農薬の使用は 2004 年の訪問の時とは比べ物にならないほど極端に減っていました。「アルメリアの GAP（適正農業管理）では、もはや化学農薬は使わない（コスタデニハル組合長）」というレベルに達していたのです。そうしないと、イギリスやドイツの要求には応えられなくなっているということでした。この生産組合は、アルメリアでは特別な農場ではありません。隣のエレヒド市にあるロマノリアスという農業生産法人でも、似たような割合でオーガニック農場



が増えていました。

GAP は IPM

このような大きな変化は、2004 年にアルメリアの農業者がイギリスやドイツに輸出した農産物から中国製の無登録農薬が検出されて大問題となったことが切っ掛けとなって起こったようです。その後、ドイツのスーパーマーケットから無農薬栽培や生物農薬の使用を強く要求され、これに対応したアルメリア県やエレヒド市の強力な行政指導の下で、代替農業としての統合生産（I P）システムが開発されました。産地全体で、行政指導による化学農薬から生物農薬への大転換を成し遂げたのです。IPM やオーガニックなどの新たな技術導入と、徹底した GAP コントロールによる統合生産の確立は、「できるかどうかではなくて、やらねばならない（エレヒド市農業部のホルヘ・ピセラス議長）」という切実な思いから生まれたものでした。ヨーロッパで野菜の生産量が最も少なくなる冬場の野菜供給基地としての地盤を固めてきたアルメリアの施設園芸が、農薬等の食品事故によってヨーロッパの大消費地からの信頼を失えば、この地域全体の暮らしが立ち行かなくなってしまうからです。この危機感が、アルメリア県とエレヒド市の農業を大きく変え、その発展を支えているのです。

新たな技術（IPM）導入と徹底したリスク管理（GAP）による持続可能な農業生産システムの確立は、「可能かどうかではなく、やらねばならない」という産地の切実な思いから生まれたものでした。行政と農協などが一体となってバイオリジカル・コントロールに取り組んだ結果、わずか4年前には「無理」だったことが、4年後の2008年には「可能」になっていたのです。エレヒド市役所の農業政策の基本方針の一つに「食品安全のために、考えられることは全てやる」という言葉が壁に書いてありました。生産者も「実行すれば、道は開ける」と信じて、より進化した GAP（適正農業管理）の実践にチャレンジして来たのです。

スペインと同時にスタートしたのに、失われた日本の20年

この「連載1」で紹介したように、日本で最初に GAP と GAP 認証を認識したのは2002年7月2日の日付で片山林檜に届いた「イギリスからの一通の手紙」からでしたが、世界で一番 GAP 認証の農場数が多いと言われているスペインでも、そのスタートは2001年です。グローバル化による取引の自由化は世界で同時に進行していますから、欧州の巨大スーパーの経済的な要求事項は世界の隅々にまで届いています。当時、日本の片田舎の青森県弘前市の片山林檜にまで届いていたのです。

GAP 認証の要求が同時にスタートして、あれから20年が経過した今、日本では農産物の輸出促進が農業振興の最重要課題の一つとされ、そのための GAP 認証の取得が国の補助金付きで推奨されています。農産物輸出のための GAP 認証は途上国のやり方であり、EU などの先進国の GAP 認証は、このような輸入農産物から自国の農業を守る砦になっているのです。これを理解しなければ、日本の農産物輸出は、簡単ではありません。

2000年代の初めに欧州各地を訪ね歩き、GAP 先進地のアルメリアにたどり着いて地域農業振興の絆を作った者にとっては、あれからの日本の20年は「失われた20年」になっているようです。そのこと以上に、欧州で生まれた「持続可能な農業としての GAP」の概念が薄い日本の農業関係者は、今こそ「日本農業と日本の GAP」を見つめ直してみる必要があるのではないのでしょうか。

GH 農場評価制度の『GH』に込められた意味

一般社団法人日本生産者 GAP 協会
常務理事 山田正美

GAP には、農薬や化学肥料の多投入という「行き過ぎた近代農業」の反省に立って、水、土壌、大気の汚染を減らし、持続的な農業を実践するという本来の目的があります。それとともに、働く人の福祉や、出荷農産物の安全性にも配慮することが求められています。

GH 農場評価制度は、生産者が本来あるべき適切な農業である『GAP』に取り組むための『GAP 教育システム』として開発されたものです。すなわち、GH 農場評価を受けることで、自分の農業が周辺地域の環境保全、働く人の福祉、出荷農産物の安全性等にどのように取り組んでいるかを明らかにすることで、不十分なところを理解し、自分の経営の中で改善に取り組んで貰うというものです。

この GH 農場評価制度の名称で使われている『GH』はグリーンハーベスターの頭文字を取ったものです。言葉の意味ですが、グリーンハーベスターの「グリーン」は、自然環境や農業環境に配慮し、持続的な農業を実践しているという意味を表しています。グリーンに続く「ハーベスター」は収穫機や刈取り機という意味のハーベスターではなく、「作物を収穫する人」という意味のハーベスターです。グリーンとハーベスターを合わせて『環境にやさしい農産物を生産する人』ということを表しています。これに農場評価制度を加えて GH (グリーンハーベスター) 農場評価制度としているわけです。

余談ですが、イギリスには 2000 年に農協などの農業者団体が創設した GAP の認証制度にレッドトラクターというものがあります。これはイギリス国内で生産された農産物の約 8 割 (部門によって異なる) がこの認証を受けており、イギリスの農産物を輸入農産物から守る砦ともなっています。そこで、私どもが GAP の評価制度を創設するにあたり、国内生産農産物を海外農産物から守っているというレッドトラクターの思いも意識してグリーンハーベスターという言葉の一人が思いついたというのもグリーンハーベスターの由来となっています。



GH 農場評価制度のロゴマークは、GAP の根本にある環境を守るということ、日本の生産者に向けたものであるということイメージできるように考えられたものです。検討の過程では、いろいろとあったのですが、最終的に日本生産者 GAP 協会のロゴを背景に、作物を収穫する人を配した案が出され、ようやく理事会で了承されることになりました。当初の人物は、フランスの画家ミレーの「種をまく人」など、ヨーロッパ風の外観だったのですが、日本で生まれた制度ということもあり、紆余曲折はあったものの最終的には長靴を履き、野球帽のような帽子をかぶり、首にタオルをまいて稲の束を持ったまさに日本の生産者をイメージできる今回のロゴマークの人物に落ち着きました。人物の背景の FGAP 協会のマークは、協会が発行した「日本 GAP 規範」をベースにした農業活動を行っていることを表しています。



このような経緯で生まれたロゴマークですが、GH 農場評価制度とともに、末長く皆様に親しまれることを願っています。

GH 農場評価制度の特徴

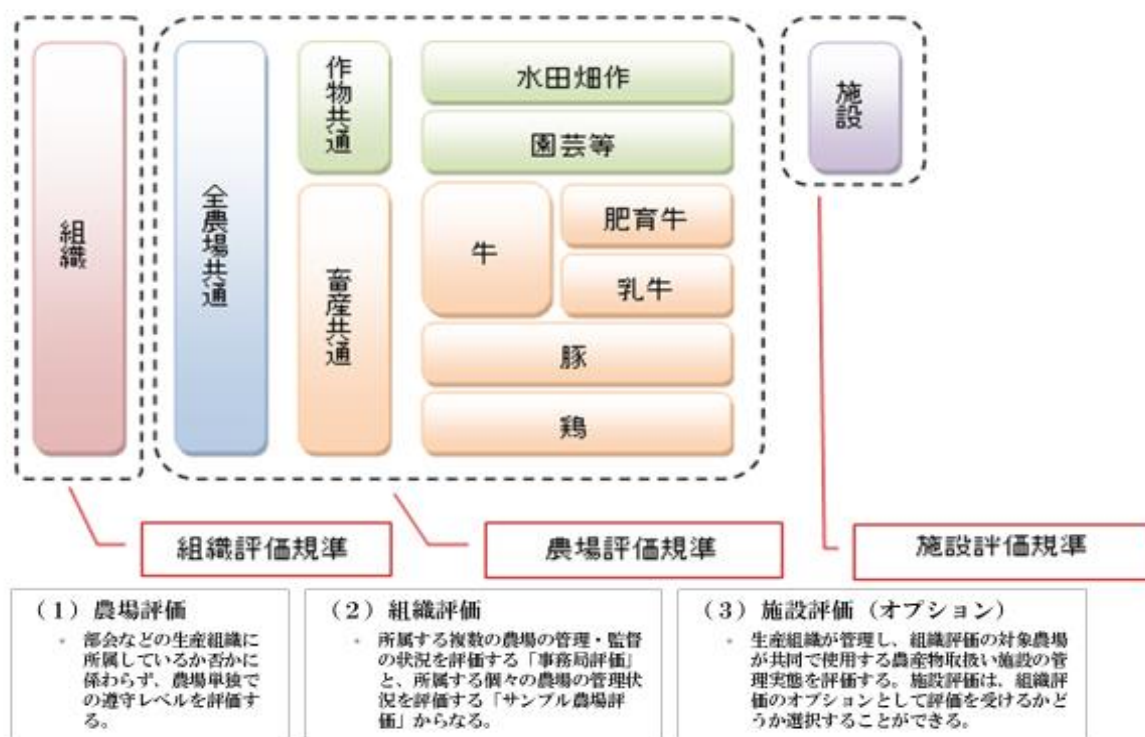
日本生産者 GAP 協会 評価制度委員会

GH 農場評価制度の対象

GH 農場評価制度（正式名称：「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度、愛称：グリーンハーベスター農場評価制度）は、農場（農家）や生産組織（農協など）が健全な農業を実践するための指標を提供する評価制度として、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、生産者の自己啓発に資する「GAP 教育システム」として、一般社団法人日本生産者 GAP 協会が開発し、2011 年 10 月 1 日に発効しました。開発当初は、青果物や穀物、茶などの農産物が対象でしたが、2012 年 6 月 1 日発行した「日本 GAP 規範 ver1.1」では、畜産分野（牛、豚、鶏）の評価基準文書も同時に発行しました。2016 年から制度全体の改定に取り組んだ評価基準文書 ver2.0（2017 年 4 月 28 日版）では、「GLOBALG.A.P. IFA ver5」の水準をカバーし、さらに、農林水産省により「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」の完全準拠が確認されました。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/index.html>（2020 年 11 月 26 日確認）

GH 農場評価の種類



排他的な GAP 認証では国産が守れない

農産物の取引で「農場保証（ファームアシュアランス：いわゆる GAP 認証）」制度が定着している EU や米国などでは「認証を取得していない生産者からは農産物を仕入れない」という買手側の排他的な認証システムが当たり前になっています。2000 年前後に先進諸国で普及した農場保証制度と、そのための農場検査と組織監査は、GFSI（グローバル企業の食品安全会議）の要請などを受

けて、2020年の現在は、消費者を視野に入れた事実上の食品安全制度の世界標準になっています。

しかし、農業の経営基盤や農産物の流通スタイルが欧米と異なる日本では、GAP 認証の事情も大きく異なっています。外資系の大手食品企業などでは認証取得を呼び掛けていますが、日本の多くの食品企業やスーパーマーケットなどでは「排他的な GAP 認証」を要求しているわけではありません。輸出農産物は別として、国内需要の農産物に対する「農場保証」をどのようにするかについては、日本農業を守る合理的で効果的な評価方法を早急に推進しなければなりません。

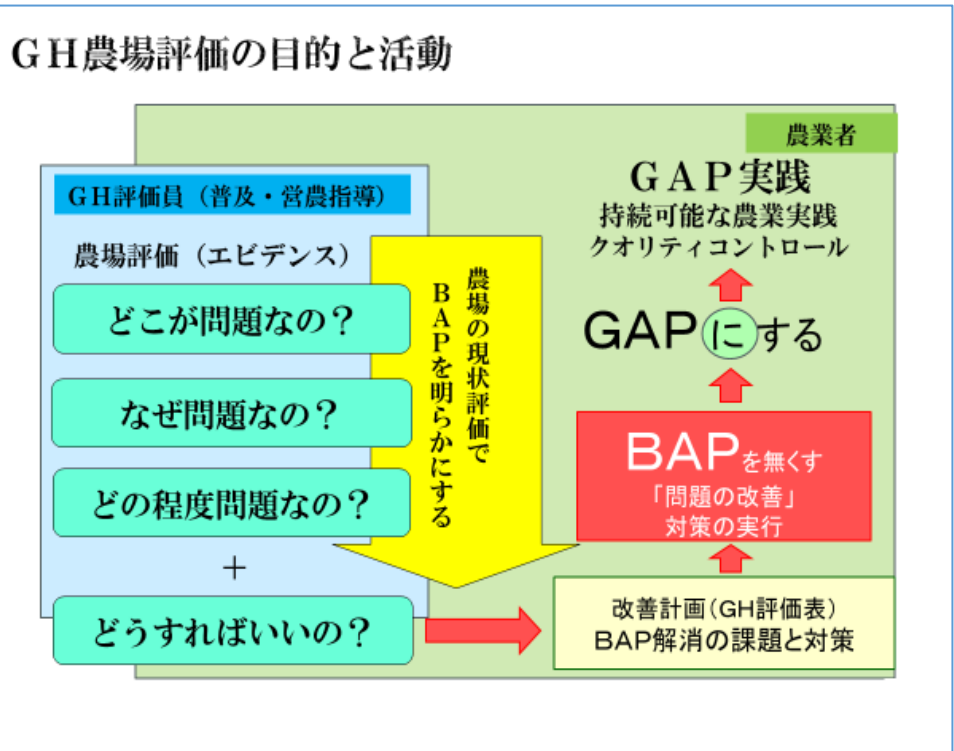
日本農業を守る GH 農場評価制度

小売店が巨大で寡占化している欧米とは異なり、一部を除くと全国各地にある中小のスーパーが独自に仕入れ事業を行っている日本独特の農産物流通スタイルでは、生産者の農場保証をどうやって確保するかが課題です。欧米のスーパーでは、契約農家に対して農場保証のための認証検査を条件として仕入を継続していますが、日本で全ての生産者に GAP 認証を要求すると、バイヤーが必要な農産物を調達できなくなると言われています。生産者にとって「認証の手間もコストも合わない」ということで、GAP 認証は何年経っても世界レベルには程遠い状態です。圧倒的に多い零細な農業経営のコスト負担を増やさずに、持続可能な農業のための農場保証を確保する「日本的な制度」が必要です。この課題を解決するために「GH 農場評価制度」が、生産者と消費者との信頼を繋ぐ懸け橋として考案されました。

GH 農場評価は農場クリニック

GH 農場評価制度は、農産物の買い手側が要求する農場審査(いわゆる GAP 認証)ではありません。世界の GAP 認証は「取得しなければ農産物を仕入れない」という買い手側の排他的なシステムであるのに対して、GH 農場評価制度は、全ての農家の農業経営の管理レベルを上げる「生産側の教育的なシステム」です。

具体的には、農業技術の専門家 (GH 評価員) が農場や生産組織の農場管理を評価し、診断する農場クリニック業務です。GH 評価員は、農場経営上の問題点を明らかにして「GH 農場評価報告書」を作成します。評価・診断を受けた農場や生産組織では、報告書に基づいて必要な改善を行うなど、自らの経営改善に役立てることを目的としています。



○と×ではなく、5段階の評価

GH 農場評価制度には、3つの特徴があります。1つ目の特徴は「5段階評価」です。各項目（要求事項）を○（適合）か×（不適合）かの二択で評価するのではなく、0～4の5段階のリスクレベルで評価します。

農場管理ではほとんどの場合、リスクは「ある」か「ない」ではなく、「どの程度か」と表現するのが正確です。むしろ「リスクがない」と

言い切れるケースは稀です。経営の視点に立ってみても、常にリスクは存在し、そのリスクは変動します。農業経営は、常に存在するリスクを見つめ、できるだけリスクを小さくし、リスクと付き合い合っていくことだとも言われます。農業経営のリスクをより正確に分析する手法として5段階評価が採用されました。

GH農場評価制度の項目ごと5段階評価

評価記号	評価名	課題の評価点	評価内容の定義
－	該当外	0	管理すべき項目でない。
＋	加点	+5	環境便益などプラスの要素の実施が確認された。
0	問題なし	0	適正に管理されており、改善の必要がない。
1	軽微な問題	－5	リスクや管理ミスの可能性は極めて低いが、より良い状態に改善することを推奨する。
2	潜在的な問題	－10	潜在的なリスク、または部分的な管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題に繋がる可能性がある。
3	重大な問題	－15	重大なリスク、または管理の欠陥がある。改善されなければ重大な問題に繋がる。
4	喫緊の問題	－20	危害の発生、重大な法令違反、および差し迫った重大なリスクがある。

1000点からの減点方式

2つ目の特徴は「減点方式」です。良い点を加点する方式ではなく、また達成率で判定する方式でもありません。減点方式は経営のリスク管理の視点に則しています。経営体によって業務の範囲や規模、抱える品目や人員が異なれば、リスクの範囲も異なります。圃場や建物の数が多いほど抱えるリスクも増えます。取扱品目が多いほどリスクの範囲も増えます。使う資材が少ないほど、管理すべきリスクが減ります。100種類のリスク管理をしなければならない農場が、99種類のリスク管理に成功し、1種類のリスク管理に失敗しているのと、10種類のリスク管理をしなければならない農場が、9種類のリスク管理に成功し、1種類のリスク管理に失敗しているのでは、結果としてリスクレベルは同じです。これは、加点方式でも達成率方式でも正しく表せません。「図 GH 評価の評価レベル」の通り、リスクレベルが大きいほど減点配分が重く設定されています。GH 農場評価制度の点数を上げるには、減点配分＝リスクレベルが大きい課題から取り組む必要があります。これは、より致命的なリスクを避けなければならない農業経営にとって自然な選択となります。

評価点の集計表と事実及び定性的分析の報告書

3つ目の特徴は「集計表と詳細報告書」であり、その項目は、①農場管理システムの妥当性、②土壌と作物養分管理、③作物保護と農薬管理、④施設・設備と廃棄物の管理、⑤農産物の安全性と食品衛生、⑥労働安全と福祉の管理、⑦環境保全と生物多様性の保護の7つの管理分類に分けられ

しており、集計表では管理分類ごとに各評価の個数を集計しており、どの分野にどの程度のリスクを抱えているかが一目で判ります。

農場経営者は、農場の資源（人・物・金・情報・時間）を効率良く利用するよう調整する必要があるため、全てのリスクを完璧にこなすのではなく、効率的な資源配分により効果的にリスク管理を行う必要があります。管理分類ごとに5段階評価の結果を集計することは、農業経営の資源管理の判断にも寄与します。GH農場評価では、集計だけではなく、全ての項目の詳細なレポートを農場に提出するので、具体的に「どこが」「なぜ」「どの程度」問題なのかが良く分かります。

「日本GAP規範」に基づく農場評価制度評価集計表

管理分類	評価 点数	評価+ 5	該当外 0	評価0 0	評価1 -5	評価2 -10	評価3 -15	評価4 -20	管理分類小計
1. 農場管理システムの妥当性			0	4	1	6	1	0	-80
2. 土壌と作物養分管理			6	6	2	3	1	0	-55
3. 作物保護と農薬の管理			3	13	1	3	4	1	-115
4. 施設・設備と廃棄物の管理			1	4	1	5	1	1	-90
5. 農産物の安全性と食品衛生			2	9	0	4	1	0	-55
6. 労働安全と福祉の管理			0	8	1	3	0	0	-35
7. 環境保全と生物多様性の保護		1							5
評価レベルごとの指標項目数		1	12	44	6	24	8	2	
管理分類の合計点数									-425
総合点数(=1000点-管理分類の合計点数)									575
総合評価									未達

総評および推奨		総合点数	総合評価判定		
信用地の前作の状況を良く把握し、圃場に応じた土作りや施肥を実施しており、ロス(=環境負荷)の少ない土壌管理体制となっています。また、地域の耕作放棄地を有効利用するなど、地域全体の農業の適正化に貢献しています。土壌管理や栽培管理における記録は、単に履歴としてだけでなく、次の行動・計画への重要な情報となります。効率的で有効的な記録管理の仕組みを確立することを推奨します。また、評価となった項目は法令等に関連しますので、速やかに改善するよう求めます。			総合点数	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
		900~1000点	最優秀	優秀	未達
		800~895点	優秀	優良	未達
		700~795点	優良	努力	未達
		600~695点	努力	未達	未達
		595点以下	未達	未達	未達

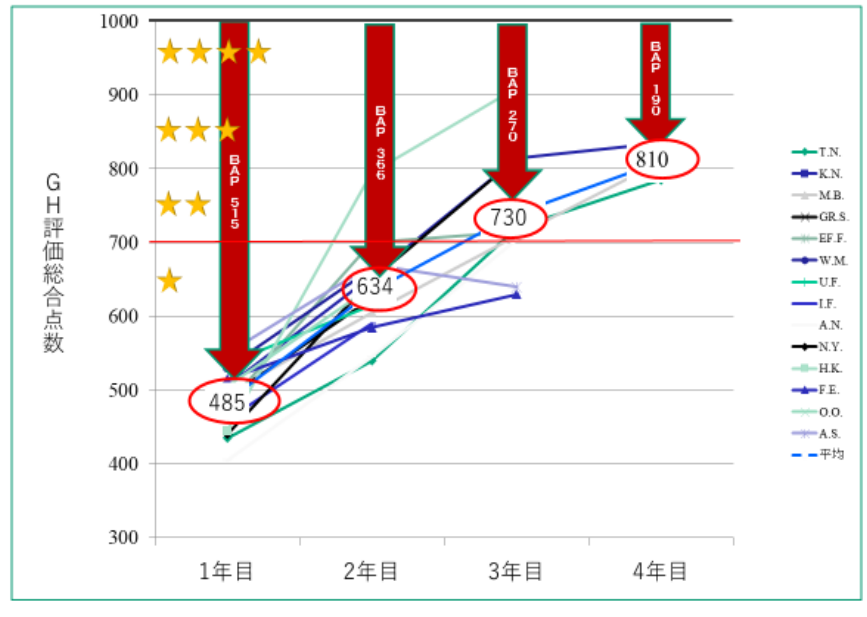
「日本GAP規範」に基づく農場評価制度評価報告書

2.3 作物養分管理					
作	2.3.1	圃場への全ての養分供給源を考慮し、化学肥料、有機質肥料、土壌改良資材等の施用に関する養分管理計画を作成している。養分管理計画は、窒素、リン酸等の換手が過剰にならないようになっている。	4	2	・借地した際、前作の施肥状況や草生状況を確認し、施肥量の調整を行っている。全く施肥しない場合もある。 ・土壌診断、成分計算による施肥設計書は作成していない。
作	2.3.2	気温が低くほとんど生長しない冬期には、作物が養分を吸収しないので、作物の特性に応じて化学肥料の施用を控えている。	3	0	・化学肥料を使用する場合は、播種前に散布するのみで、冬前には使用しない。
作	2.3.3	生育段階に合わせた施用。作物の根元への局所施用、緩効性肥料の使用など、肥料が効率的に作物へ利用される技術に取り組んでいる。	3	0	・堆肥を散布する場合は作付前の3月か7月。 ・化学肥料は、芽出し用として部分的に播種直前に散布する。
作	2.3.4	有機肥料等は充分発酵・熟成させたものであり、病原菌による汚染、雑草種子の混入がないこと、また、重金属や放射性汚染物質の基準値以上の混入がないなど、安全性を証明できるものを使用している。	4	0	・鶏糞は市販の物を使用。 ・堆肥は成分表をもらっている。原発事故以降は、放射能検査の記録(2011年8月22日)ももらっている。成分表もある。
作	2.3.5	肥料は、使用する都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。 ① 使用した場所 ② 使用した年月日 ③ 肥料の商標名 ④ 肥料の成分 ⑤ 使用量	4	3	・ノートに施肥の記録がある。 ・作業日誌に作業日ごとに作業地域を記入しているのみで、具体的に圃場名は記入していない。 ・商標名、成分名の記入がない。
作	2.3.6	肥料散布機や養液供給システムに異常や故障がないことを検証し、過剰に施用されることがないようにしている。	3	2	・農機は毎年、業者で整備している。 ・日常的な清掃やグリスアップ等のメンテナンスは、自前で行っている。 ・散布量の確認は圃場で別作業者に目視確認してもらい、使用前に校正していない。
園	2.3.7	養液栽培において、培養液の廃液を排出する際には、河川・湖沼等の富栄養化を起こすことがないように、廃液の発生抑制や浄化処理などを行っている。	4	-	品目対象外

GH 農場評価制度で組織の GAP コントロール

小規模・零細農家の農産物販売は組織で行われます。JAの生産部会や任意の生産組合などです。販売先や消費者からの信頼を獲得するためには、組織メンバー全員の GAP コントロールが必要です。GH 農場評価制度は、組織で継続することで圧倒的な成果を上げることが可能です。右の事例では、メンバー全員の農場管理のレベルが年々向上していることが分かります。

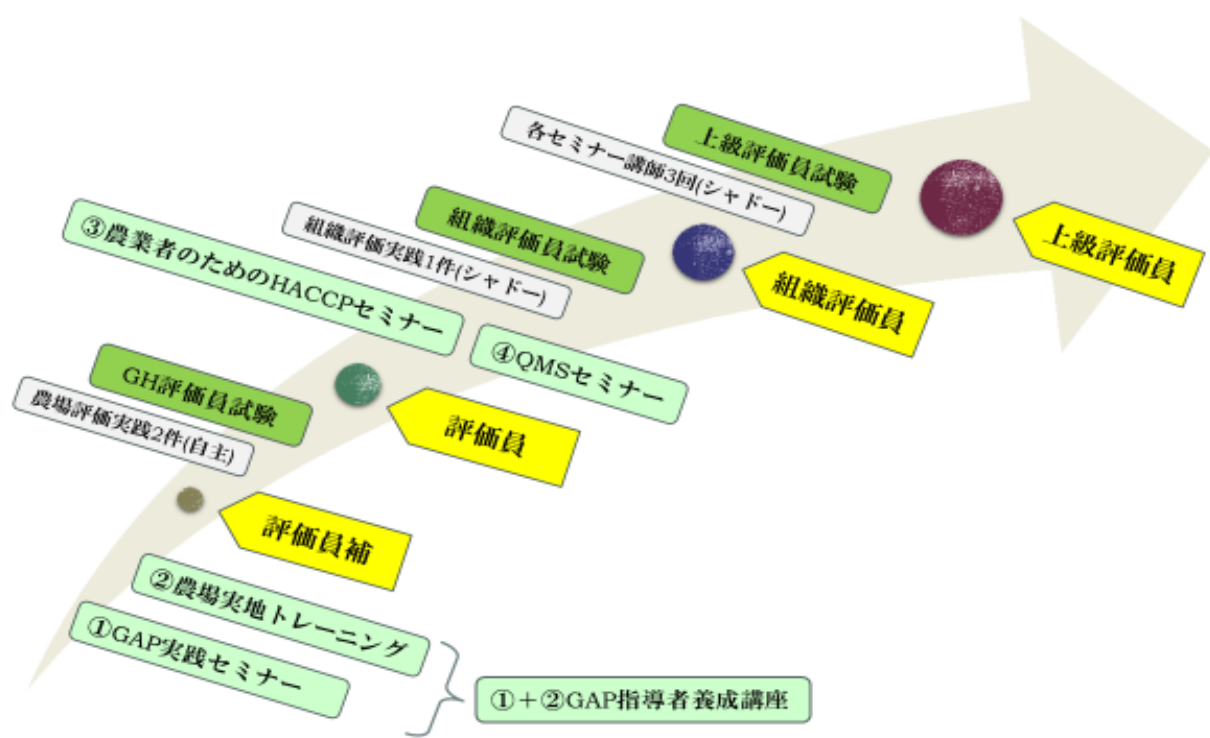
GH農場評価による改善効果(福井県2017年から2020年事例)



GH 農場評価は、基準文書よりも評価員の質が重要

GH 農場評価制度では、普及指導員や営農指導員という農業技術の専門家がトレーニングを積んで GH 農場評価の各試験に合格しています。このような熟練した方々が、確かな目で農場の評価を行っています。

GH評価員教育プログラムについて



「日本GAP規範」に基づく農場評価制度 Ver2.0 一般規則

2020年度 GAP シンポジウム開催のお知らせ

『GAP 普及で生産力向上と持続性を両立させる』

全世界で新型コロナウイルス感染症の流行に見舞われた今年(昨年度)のGAP シンポジウムは、残念ながら中止せざるを得ませんでした。今年度(来年2月)のGAP シンポジウムは、感染予防および新たなスタンダードへの対応を踏まえ、オンラインのみで開催することとなりました。日本に相応しい適正農業管理を規定する『日本 GAP 規範』を策定し、正しいGAP の理解と実践を普及することを目的として2010年2月に当協会を設立してから10年の節目に、改めて持続可能な農業、環境対応型の農業の発展について向き合い、次の10年に向けての提言の機会としたいと思います。

【開催概要】

日 時：2021年2月8日(月) 受付9:00～開始9:30～17:00

会 場：オンライン (zoom ミーティングルーム)

参加費：主催・共催の会員・後援団体の職員：¥5,000、一般：¥7,500、学生： ¥1,000

主 催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

共 催：農業情報学会(予定)、一般社団法人GAP普及推進機構(予定)、
特定非営利活動法人経済人コー円卓会議日本委員会(予定)

後 援：(未定)

事務局：一般社団法人日本生産者 GAP 協会 教育・広報委員会、株式会社AGIC 大会事務局

H P : <https://www.fagap.or.jp/seminarsymposium/sym202102/>

9:00～9:30	受付(入室)
9:30～9:45	開会・オリエンテーション
9:45～10:45	講演「生産者と消費者の信頼を繋ぐ架け橋(仮)」田上隆一
10:45～11:00	休憩
11:00～12:00	基調講演「GAP義務化による日本の食糧・環境問題の改善への提言」石谷孝佑
12:00～13:00	昼休憩
13:00～14:00	講演「持続可能性とイノベーション(仮)」二宮正士
14:00～14:15	休憩
14:15～15:00	「GAPオンライントレーニングについて(仮)」田上隆多
15:00～15:45	「農場・農産物取扱施設における衛生管理(仮)」田上隆一
15:45～16:00	休憩・質問受付(フォーム)
16:00～17:00	質疑応答
17:00	閉会

2020 年度セミナー・シンポジウムの予定

2020 年度の各種セミナー・トレーニング・シンポジウムについて下記のスケジュールで実施する予定です。グリーンハーベスター（GH）農場評価制度では、GAP の理解と普及のための教育システムとして、農業者、農業指導員等による GAP の自主管理を推奨しています。

2020 年度 12 月 14 日(月)	『農業者のための QMS セミナー』 ※ウェブ受講可 場 所:AGIC 会議室(茨城県つくば市松代 3-4-3) 定 員:会場参加 4 名/ウェブ参加 20 名 参加料:21,000 円(税込)(当協会会員 16,800 円)
12 月 17 日(木)-18 日(金)	『農業者のための HACCP セミナー』 ※ウェブ受講可 場 所:AGIC 会議室(茨城県つくば市松代 3-4-3) 定 員:会場参加 4 名/ウェブ参加 15 名 参加料:35,000 円(税込)(当協会会員 28,000 円)
2021 年 1 月 29 日(金)	『GH 評価員試験』 場 所:AGIC 会議室(茨城県つくば市松代 3-4-3) 定 員:午前 3 名/午後 4 名、受験料:31,000 円(税込)
2021 年 2 月 8 日(月)	『GAP シンポジウム』 ウェブ開催 会 場:オンライン(zoom ミーティングルーム) 参加料:主催・共催団体会員 5,000 円 :一般 7,500 円、学生 1,000 円

※ウェブ受講可：リアルな会場への参加も可能ですし、ウェブでの参加も可能です。ウェブ参加では、その環境があれば、遠距離でも参加が可能ですので、そのメリットを生かしてウェブ参加をしてみてください。事前にご案内しますので、詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

GH 農場評価に関する質問と回答

株式会社 AGIC 事業部長 田上隆多

【質問】

GAP に取り組もうとしている「いちご生産者」がおりますが、現状では養液栽培の排水を排水溝（下水につながっていると思われる）に流している状態で、かつ、圃場の状況やコスト面から、循環方式の設備への変更や敷地内での浸透処理が難しいとの話でした。

自分達や、この生産者を指導する地域機関の職員も情報を収集し、

- ・水質汚濁防止法が根拠となっているが、養液栽培の施設はこの法律の対象ではない
- ・(対象ではないが)水質汚濁防止法には、公共用水域への排出許容限度が定められている(排出 1L につき、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量が 100mg 以下)という情報を得て、以下のような指導を検討しております。

○現状、法律に違反するような処理方法ではない

○排液については、他の作物への肥料として再利用できるなら望ましい

○やむを得ず廃棄する場合は、硝酸態窒素の含有量を調べ、水質汚濁防止法に定められている数値以下であることを確認してから廃棄することを推奨する。もし濃度が高い場合は、水で希釈してから廃棄する。

このようなケースの場合は、どのようなご指導をされていますか？上記のような指導は適切と言えるでしょうか？

【回答】

現在の日本の法令等の状況として、上記の指導となると思います。私どもも水耕栽培の農場に対して上記の指導をしております。農業生産での再利用とは言えませんが、管理地の草地に流して作物に吸わせたりしている例もあります。

上記の質問と回答に関連する情報を以下に整理します。

水質汚濁に関する規制法令として、水質汚濁防止法があります。

●水質汚濁防止法 第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

農産物を栽培する圃場や水耕栽培等の施設は水質汚濁防止法において規制対象となる「特定施設」には該当しません。

●「水質汚濁防止法第二条第二項の特定施設について」公布日：昭和47年5月8日 環水管22号
(<http://www.env.go.jp/hourei/05/000128.html>)

当該法令で規制される場合の排出許容限度については、以下の通り規定されています。

●公共用水域への排出許容限度（水質汚濁防止法に基づき環境省が定める一律排水基準）

(<https://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html>)

- 水素イオン濃度 pH 海域以外の公共用水域に排水されるもの 5.8以上8.6以下
- 浮遊物質 SS 200mg/L（日間平均150mg/L）
- 窒素含有量 120mg/L（日間平均60mg/L）
- 磷含有量 16mg/L（日間平均8mg/L） 等

現在、日本の法令では水耕栽培などの農産物生産施設からの排水について規制する法令はなく、農林水産省が示す「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」においても具体的に示唆している部分はありません。法規制がないので、極端に言えばどれだけ濃度・量の廃液を排出しても違法ではなく、法的にはBAPではないとされます。しかし、濃度や排出量によっては地域の公共用水の水質や生態系に悪影響が及ぶことが懸念されます。日本農業の持続可能な発展に向けて環境省や農林水産省等には本格的な調査と検討の上、必要な法規制や基準の策定を望むところですが、基礎的研究も少ない現段階では、すぐには期待できないものと思います。

日本生産者GAP協会およびAGICとしては、排水規制がない現状において、溶液栽培施設からの排水による環境汚染を低減する現実的な方法について提案します。

まずは、これから新たに溶液栽培施設を建てる場合には、溶液循環型の設備を導入し、作物の植え替え時等に発生するベッド洗浄排水等、ごく少量の排水とすることを推奨します。

なお、循環型の場合は、栽培上の病害管理や食品衛生の観点から溶液の殺菌も重要になります。次に、既存の設備で循環型でない場合の対策の例として、以下のような方法を提案します。

①溶液の pH 等を定期的計測し、1 回転ごとの作期終了時には、溶液養分を上記基準値に近いレベルまで下げてから排水する。

②排水を公共用水域に直接排水せず、他の作物等に養分を吸収させるなどにより有効利用する。例えば、施設の隣の圃場などで蓮や空心菜など比較的養分吸収量の多い植物を栽培し、その栽培エリアに流す。施設の隣に圃場がない場合には、水耕施設を取り囲むバッファエリアに池を設置した事例や、水耕施設の隣に水槽を用意し、その水槽に排水を流し、蓮や空心菜などを栽培している事例もあります。

《箸休め》感染拡大を防ぐのはプラスチック？

食讃人

1918～1920 年に大流行したスペイン風邪は 5000 万～1 億人が死亡したとされているが、当時の人口が 20 億人であったことを考えると、世界にとり非常に大きな衝撃であったことが窺える。当時の写真を見ると、感染の拡大を防ぐ方法としてベッド周りに敷布が多く使われていたようだ。昨年 10 月に WHO が「世界人口の約 1 割の 7.8 億人が新型コロナに感染する」と予測しており、世界銀行も同時期に「7 億人超にまで感染が拡大する」と試算している。現在（11 月末）総感染者数は 6000 万人超であり、1 日 60 万人ほど増えているので、この率で行けばあと 3 年程かかることになる。新型コロナの致死率は平均で約 2.4%なので、約 8 億人が感染すると 2000 万人ほどの死者が出る計算になるが、現在の世界の人口は 78 億人であり、スペイン風邪より衝撃は少ないのかもしれない。しかし、グローバル化した国際社会の交流が突然停止されてしまったのであるから、その衝撃はかなりのものになっている。

新型コロナの感染拡大を防ごうと様々な方法がとられているが、スペイン風邪の時代と違って、各方面でプラスチックが大活躍である。コロナ以前から医療品の多くがプラスチック製の使い捨て製品であったが、新型コロナが流行してその必要性がさらに際立ってきた。マスクやゴーグル、注射器や輸液袋・ビニルチューブ、使い捨てガウンなどは昔からプラスチック製であったが、新しく普及したものにフェイスシールド、マウスカバー、プラスチック遮蔽板や遮蔽フィルムなどがある。まさしくプラスチック製品は、新型コロナの感染を防止する最前線で活躍している。

食べ物などのテイクアウトや宅配が増えると、プラ容器・レジ袋、紙容器が増え、新型コロナの流行前に比べてプラスチック製品が大幅に増えている。これまで包装されていなかった焼立てのパンや、大皿に盛られていたサラダなども小分けされ包装されている。スーパーの野菜もすべて包装されているが、直売所の葉付き大根まで大きなフィルムで包装されるようになってきている。さらに、感染防止のために、スーパーやレストランなどのレジ周りにも、アクリルの遮蔽板やフィルムが張られるようになっており、これらは全てプラスチック製である。このため、プラスチックフィルム・シートの製造工場ではフル稼働になっているようである。

今年の 7 月からレジ袋が有料化され、一部はエコバッグになったが、レジ袋が有料化は、量的に

も質的にも二酸化炭素の削減には全く関係がない。むしろ万引きとコロナの感染のリスクを増やすだけであり、スーパー・コンビニが経済的に助かるだけであり、庶民感覚に合わない。プラスチック包材はごみ処理の問題であり、海洋プラスチックの実情を見ると、日本式の分別回収と北歐式のエネルギー回収・ごみ発電を国際的に推進することの方がはるかに重要であろう。

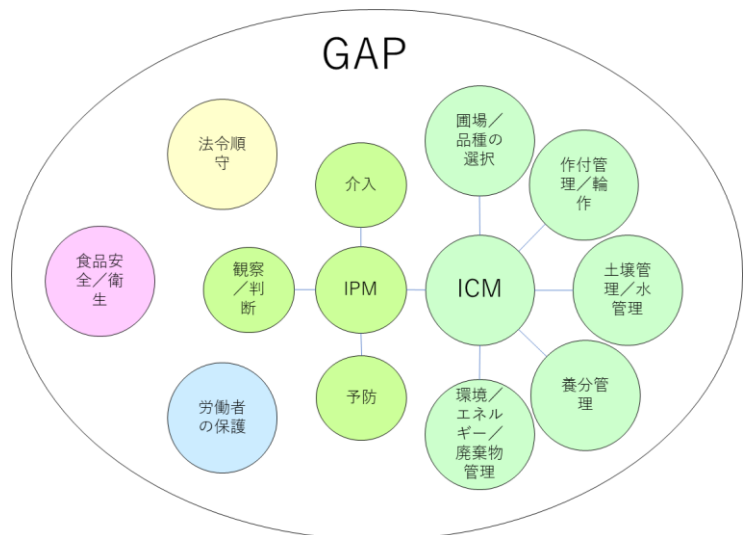
●GAP・GH 関連用語の解説

ICM (Integrated Crop Management)

ICM (Integrated Crop Management/総合的作物管理) についてインターネット等で検索しても、確固たる定義を示しているサイトはほとんど見つかりません。農林水産省のホームページでも IPM の定義はありますが、ICM についての定義や説明はありません。

日本生産者 GAP 協会の田上理事長が JGAP を創設 (2005) し、理事長をしていた際の研修資料 (*1) では、GAP の枠組みの中の農業技術として IPM、ICM を示しており、当時はシンジェンタ ジャパンに IPM と ICM についての研修を依頼していました。

“ICM とは” という説明で最も筆者らの認識に近い記述 (*2) (日本語訳) は、「**統合作物管理 (ICM) は、作物生産をする地域の状況・気候・要件に応じて、作物の最適な選択、作物ローテーション、作物の栄養・土壌・水管理の最適化、環境・エネルギー・廃棄物の管理、および統合された作物保護戦略などの農業および環境管理の実践を統合し、作物管理のための総合的なアプローチを**言います。法律や消費者や業界の要求に基いて、ICM 戦略は、持続可能な農業生産を確保するために、研究や技術革新と地元の知識と経験を統合します」とされています。これはまさに GAP の意味と成果である「環境的にも、経済的にも、社会的にも持続可能な農業を行うことであり、それにより安全で質の良い農産物生産をもたらす」ことを支えるための中核的な技術および戦略であることが分かります。(GAP は、作物管理における技術面以外にも、法令順守、収穫後の農産物の食品安全・衛生管理、労働者の保護などが含まれ、より広い範疇となります。)



図：GAP と ICM、IPM

日本生産者 GAP 協会/AGIC が行う農場実地トレーニングのモデル農場としてご協力いただいている茨城県つくば市にある農産物直売所「みずほの村市場」に出荷する生産者（農場経営者）らは、直売所の技術指導に基づき、土壌管理、作物管理、病害虫管理などが相互に関連した統合作物管理を実施しています。

(*1) 田上理事長資料 (https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_kaigi/190718/pdf/data3.pdf)

(*2) AgriBusiness GLOBAL 記事 (<https://www.agribusinessglobal.com/biopesticides/ipm-and-icm-the-unique-opportunities-and-challenges-for-biopesticides/>)

株式会社 Citrus として農場経営実践 (38)



～会社の運営がマスコミに取り上げられ新聞やテレビに～

一般社団法人日本生産者 GAP 協会理事
元和歌山県農業大学校長 (農学博士)
株式会社 Citrus 代表取締役 佐々木茂明

朝日新聞の農業記者が弊社に「ネットで見た」といって電話による取材申込みが入ったのが最初である。取材前に本紙を渡して、「GAP 普及ニュースに弊社の取組みが記載してあるので、まずそれを読んでから取材をして欲しい」と記者に伝えた。すると数日後、「GAP 普及ニュースで確認が出来たので、改めて取材に伺いたい」との依頼があり、取材を受けることにした。朝日新聞の記者は、GAP 普及ニュースをプリントアウトしており、また、私が 15 年前に取り組んだプロジェクトの記事『みかん栽培で新技術』(私の学位論文)の小ネタを朝日新聞のデータベースで見つけたと、その記事までプリントアウトして来社した。

会社概要などは既に把握されていたが、記者が注目したのは、前号の巻頭言と実践 (37) に記載した記事であり、「その具体的な内容を聞きたい」と掘り下げてきた。これまで会社の後継者として育ててきた社員の自立就農についてどう思うかと聞かれ、弊社の人材育成の目標としては始めて非農家出身者の自立は意義があるとしながらも、「会社の後継者問題はまた 1 から組み立て直さなければならない課題が生まれた」と述べたところ、記事(朝日新聞 10 月 11 日)の最後にそのことが記載されていた。

さらにその記事を読んだ NHK 和歌山放送局のディレクターから取材の依頼があり、同様に本紙「GAP 普及ニュース」を読んでから取材に来てくださいと伝えると、その場で検索したようで、本紙を探し出してその日はそれで話は終わったが、たいそう興味を持ったらしく、「改めて取材に伺いたい」というので時間を指定して対応した。ディレクターも本誌「GAP 普及ニュース」をプリントアウトして持参してきており、前号の実践 (37) を深掘りしてきた。NHK のディレクターに新規就農者支援の陰で会社の後継者問題があることを話したところ、「それらの現場の苦悩を番組で取り上げます」と言うことでディレクターのストーリー編集とカメラ撮影に併せて 2 日間の取材に協力した。放映はわずか 6 分間だったが、単なるニュースではなく、「就農支援と会社の苦悩」として紹介された。放映された内容は、来年退社予定の社員と今年新規採用した 2 名の社員と、そして有田川町が臨時職員として採用し

紀伊パーソン Keyperson

かんきつ育てる会社設立

佐々木茂明さん (69)

県職員として長年、現場で農業指導に携わった。2012年に県農業大学(現農林大学校)の校長を退職後、かんきつを育てる会社「Citrus」(有田川町)を設立した。人材育成を目的の一つに掲げ、担い手がいない農地を借りるなどして社員らと約3・5畝でミカンやハッサクなどを栽培している。同町の農家出身。自身も農業大学校出身で、アメリカでの農業研修後、県職員となった。農大の校長時代、ミカンの大産地有田地域でも後継者難の一方、学生の卒業後の受け皿がないと感じたことが会社設立の背景にあった。

これまで、農大の卒業生ら5人を社員に採用してきた。すでに同社で数年働いた後、実家の農家で就農した人もいる。また、来年春季には、初めて非農家出身で採用した社員が独立して就

就農目指す人の受け皿に

農する予定だ。ゼロからの挑戦となるため、「一つの大きな成功」と期待は大きい。今年5月からは、社員に加え、就農を目指す同町の地域おこし協力隊員の研修も受け入れている。「有言実行」で様々な取り組みを進めてきた。「6次産業化」でドライフルーツ製造も始めた。販売と生産の一体化を目指し、同社の農産物を販売している地元流通会社との連携を強化。人手が足りなくなった時、農作業を助けてもらうこともあった。食品の安全性、環境保全、農作業の安全対策に配慮した持続的な農業の工程管理「GAP」の普及には、県職員時代から力を尽くす。今後は、会社を担う人材も育てたいという。また、県内の大学に農業関連学部を設置を目指す運動にも力を入れていく。(西江 晃)

た地域おこし協力隊の男性研修員の合計4名が常勤していること、それに和歌山県農林大学校の就農支援センター社会人課程で研修を受けている有田出身の男性をインターンシップとして年末まで弊社に勤務していることなどの紹介があった。ディレクターのインタビューを受けて私が述べたことは、9年前に会社を設立してからこれまでの就農支援と耕作放棄地の借上げなどで地域への貢献は果たしてきたことは自己評価したいが、新たに自社の後継者問題を抱えることとなったことである。その苦悩を、経営者の私と会社の後継ぎになる予定で入社したが、来春には新規の就農を決意した社員との葛藤がテーマとなった。インタビューとディレクターの解説で番組は構成され放映された。

朝日新聞やNHKテレビでは会社の後継者課題への取組みについての報道はなかったが、具体的な方向としては昨年の本誌実践(32)に記載したが、ここ2年間で販売会社として既にある「株式会社みかん会」と連携でグロワー/シッパーとしてグループ化する計画を進めており、生産部門の担い手として新規採用した社員をこれから2年間で育成して行きたいと考えている。そして、有田みかん産地の新たな経営形態のモデルを築き上げていきたいと考えている。これらマスコミの取材を受け、改めて会社の継続者問題への取組みを決意している。



最後に嬉しい知らせが届いたので報告しておくが、朝日新聞に農林水産省への不信を一部述べたが、別添の事業の「農業経営継続補助事業」の採択通知が届いた。弊社の計画は6次産業部門の加工作業現場での三密対策として柿チップスライサーの導入と、GAPに取り組む上で必要な加工商品配送専用の軽トラックを申請していた。軽トラックの採択は困難とされていたが、普通トラックは収穫物の運搬や肥料・農薬の散布用に使用し、洗車しながら両方を使い分けていたが、繁忙期の配送には会社代表者(社長)の自家用車を使用して対応している。しかし、今後6次産業部門の充実を図るため、配送のための社員と加工商品の安全を確保するためアシスト付きの軽トラックの導入を計画したところ、それが採択された。採択



は嬉しいが、9月に採択結果を報告するとされていたのだが、「高収益作物次期作支援交付金」のもたつきで公表が50日程度遅れ、10月16日にネットで採択者が公開され、採択内容が通知されないまま20日間経過した11月7日に、10月16日付けの採択通知が届いた。事業実施は12月末で完了しなければならいとされているが、「年末までに基材が調達できなければ来年2月末まで」と記されていた。ここでも農林水産省の混乱ぶりがうかがえる。

このような中で収穫繁忙期を迎えながら、幸い収穫支援者（アルバイト）がCitrusの活動を知り、応援に駆け付けてくれる環境が整ったことは大変有難いことである。

●編集後記

今回の「GAP普及ニュース」は「ぎふ清流GAP評価制度」が誕生した記念の特別号です。「ぎふ清流GAP評価制度」については、記事の中で詳しく書いて頂きましたが、そのベースには一般社団法人日本生産者GAP協会が長年手塩にかけて育ててきた「GH農場評価制度」（正式名称：『日本GAP規範』に基づく農場評価制度、愛称：グリーンハーベスター農場評価制度、略称：GH評価制度）があります。また、岐阜県さんが長年育ててこられた「ぎふクリーン農業」がそのベースにあります。その中には、岐阜の農業を真剣に考えてこられた環境保全型農業、持続的農業の考え方が生きています。ニュースを一読され、共感を頂きましたら、是非普及にもお使い頂きたいと思えます。

GAPそのものが、日本の中ではなかなか理解されていません。主な誤解は、民間が認証ビジネスとして行っている「GAP認証」がGAPだと思っている人が多いのですが、この「GAP普及ニュース」で何回も取り上げていますが、そもそもGAPとは、国や国の中の州・省などが行っている環境保全型農業を公費で推進するものなのです。残念ながら、日本ではこのようなGAPが行われていませんし、そのベースとなる公的な『日本GAP規範』もありません。

GAPの考え方は、1970年代、農業に大量の化学肥料・化学農薬が持ち込まれ、大気汚染や水質汚濁が酷くなり、それらから農地や農業そのものを守るために生まれたものなのです。当時、日本では「農業の多面的機能を保全しよう」「中山間の水田を守れ」というような形で展開されましたが、その後立ち消えになっており、農地や山林は荒廃し、農業・林業の担い手は減少し、生産者は高齢化し、耕作放棄地や荒廃林地が増加の一途です。この原因は、農業も林業も利益を生まないものになっているからです。利益を生まない原因は、海外から環境保全に配慮していない安い農産物や林産物が大量に日本に入ってきているからです。

一方、日本の農業は、食料自給率が37%にまで低下しており、日本人の命さえ守れないまでに疲弊しています。農地の地下にある地下水も硝酸汚染などで飲用に適さなくなっており、山林では、降った雨が倒木とともにすぐに流れ出て、洪水を起こしやすくなっています。

現在のヨーロッパの食料自給率が大きく改善しているのは、国や国の中の州・省などが行っているGAPのお陰です。環境に配慮しない農産物・林産物、つまりGAPに適合しないものを輸入規制しているからです。残念ながら、日本では、途上国で環境に良くないことをしていても、安ければ買い、途上国の環境を悪化させ、日本の環境も悪化させているのです。

世界の多くの公的機関、消費者、企業などが環境保全を真剣に推進し、SDGsの認証マークを名刺にまでつけるようになってきている時代に、日本政府がGAPの本質を理解せず、農産物輸出用のGAP認証を支援しているとすれば大いに問題です。

本物のGAPを普及し、日本の環境を守り、安全な農産物を消費者に届けるためにも、ともに「ぎふ清流GAP評価制度」を支援していきたいと思えます。 **（食讚人）**



GH 評価制度

「日本 GAP 規範」に基づく農場評価制度

プロフェッショナルの評価員 による農場クリニック

GH 評価制度は、持続的な農場経営と産地育成のための GAP 教育システム

- ✓ 農場や生産組織が、消費者に信頼される健全な農業を実践するためのポイントを提供します。
- ✓ 評価員が、管理の実態を調査し、「どこに問題があるのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにします。
- ✓ 評価の結果は、詳細な報告書でお渡します。
- ✓ この制度は、「農産物認証」や「農場認証」を目的としていません。
- ✓ 報告書に基づいて、全ての農場が自らの改善に役立てることを目的にしています。

GH 評価制度は、農場や生産組織が「日本 GAP 規範」の示す内容をどの程度達成しているかを評価し、農業経営や生産技術などの改善指針を提供し、自己啓発に資する「GAP 教育システム」として開発されました。

農場や生産組織は、評価結果に基づき、「自然環境や農業環境」、「農業に携わる人や生活者」、「農産物や食品」などに関するリスクを低減するための改善計画を実践します。

GH 評価制度の特徴

5 段階評価

「○」と「×」の単純な評価ではなく、各項目のリスクレベルに応じて 5 段階で評価します。

評価	レベル	点
評価 0	問題なし	0
評価 1	軽微な問題	-5
評価 2	潜在的な問題	-10
評価 3	重大な問題	-15
評価 4	喫緊の問題	-20

減点方式

持ち点 1000 点から各項目の評価に応じた点数を減点します。

「問題項目の個数」だけでなく、

「どこが」

「なぜ」

「どの程度」

問題なのかを明確にすることで、重要性和緊急性を明らかにし、改善の優先順位が明確になります。

集計表 & 詳細報告書

項目の分類ごとに、5 段階の各評価がいくつずつあったのか、集計表にすることで、農場管理の全体像が把握し易くなります。

全ての評価項目について、評価の理由・根拠を明らかにした評価コメントを記入し、詳細報告書を作成します。

評価の種類

(1) 農場評価

部会などの生産組織に所属しているか否かに係わらず、農場単独での遵守レベルを評価します。

(2) 組織評価

所属する複数の農場の管理・監督の状況の評価する「事務局評価」と、所属する個々の農場の管理状況の評価する「サンプル農場評価」からなります。

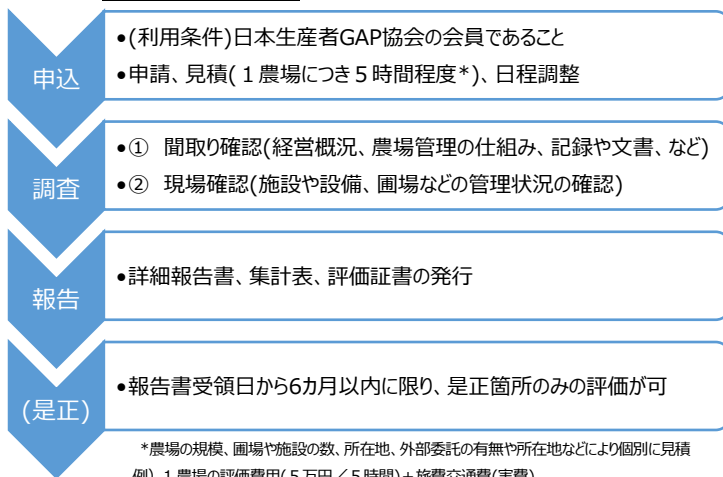
(3) 施設評価 (オプション)

生産組織が管理し、組織評価の対象農場が共同で使用する農産物取扱い施設の管理実態を評価します。施設評価は、組織評価のオプションとして評価を受けるかどうか選択することができます。

評価規準 (農業分類)

- ・ 組織
 - ・ 全農場共通 (作物栽培農場、畜産農場に共通)
 - 作物共通 (作物栽培農場に共通)
 - ◇ 水田畑作 (米麦豆類)
 - ◇ 園芸等 (露地/施設園芸、その他)
 - 畜産共通 (畜産農場に共通) *暫定版
 - ◇ 牛 (肥育/乳)
 - ◇ 豚
 - ◇ 鶏
- ・ 施設 (共同で使用する農産物取扱い施設)

評価の流れ



総合評価

総合点数	右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
1005点以上*	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	
900~1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
800~895点	☆☆☆	☆☆	
700~795点	☆☆	☆	
600~695点	☆		
595点以下			

詳細報告書の例

3.2 農薬の保管・廃棄		上限	評価	コメント
作	3.2.1 農薬は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットなどに保管し、常に施錠している。その保管場所は農薬がこぼれた場合に農薬を貯留しておくことができる。また農薬保管場所には農薬や農薬散布機等以外のものがなく、入口には農薬の危険性を警告する表示がある。	4	3	・車庫内に設置したスチールロッカー。常時施錠している。警告表示がある。▲水田除草剤が保管庫に入りきらず、ロッカーの上に置いている。▲液剤の流出防止の対策がない。

集計表の例


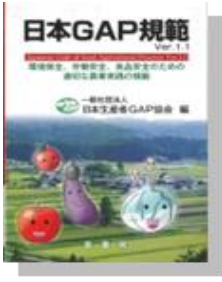


管理分類	評価点	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
1. 農場管理システムの妥当性			4	4	2	0	0	0	-10
2. 土壌と作物養分管理			3	12	2	0	0	0	-10
3. 作物保護と農薬の管理			2	15	3	3	0	0	-45
4. 施設・設備と廃棄物の管理			3	4	3	2	1	0	-50
5. 農産物の安全性と食品衛生			1	6	5	3	1	0	-70
6. 労働安全と福祉の管理			1	9	1	0	0	0	-5
7. 環境保全と生物多様性の保護	0								0
評価レベルごとの指摘項目数	0	14	50	16	8	2	0		
管理分類の合計点数									-190
総合点数 (=1000点-管理分類の合計点数)									810
総合評価									☆☆☆

評価証書の例



【目指す GAP の理念】：適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と農場認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会システム、気候・風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本 GAP 規範」（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本 GAP 規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築・普及し、日本における正しい GAP を実現します。

書籍の購入は株式会社 AGIC へお問い合わせください。会員 1 割引・10 冊以上 2 割引

『グリーンハーベスター農場 評価ガイドブック』 定価（本体 2,900 円）+税）	『日本 GAP 規範 ver.1.1』 定価（本体 2,500 円）+税） 会員 1 割引・10 冊以上 2 割引	『イングランド版適正農業規範』 定価（本体 1,500 円）税込） ※実費負担として	『日本適正農業規範（未定稿）』 定価（本体 1,500 円）税込）
			

GAP 《シンポジウム資料集》

2009 年 3 月	第 20 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 日本農業を救う GAP は？	1,500 円税込
2009 年 8 月	第 21 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 適正農業規範 GAP 導入とその在り方	1,500 円税込
2010 年 4 月	第 22 回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会 適正農業規範 欧州の適正農業規範に学ぶ	1,500 円税込
2010 年 10 月	2010 年秋期 GAP シンポジウム資料集 日本適正農業規範(未定稿)の概要と検討	1,500 円税込
2011 年 10 月	2011 年度秋期 GAP シンポジウム資料集 日本 GAP 規範と農場評価制度	1,500 円税込
2013 年 2 月	2012 年度春期 GAP シンポジウム資料集 持続的農業のための GAP(適正農業管理)	1,500 円税込
2013 年 11 月	2013 年度 GAP シンポジウム資料集 日本 GAP 規範に基づく GAP 教育システムと地域振興	1,000 円税込 PDF 納品
2014 年 3 月	2013 年度農産物直売所 GAP セミナー資料集 直売所生産者の GAP 教育とリスク管理	1,000 円税込 PDF 納品
2014 年 11 月	2014 年度 GAP セミナー資料集 GLOBALG.A.P. 認証の学習と実践	1,500 円税込
2015 年 3 月	2014 年度 GAP シンポジウム資料集 グローバルな食市場と適正農業規範	1,000 円税込 PDF 納品
2016 年 2 月	2015 年度 GAP シンポジウム資料集 オリンピックのための食材調達をいかに実現するか	1,500 円税込
2017 年 2 月	2016 年度 GAP シンポジウム資料集 GAP 実践と農産物バリューチェーン	1,500 円税込
2018 年 3 月	2017 年度 GAP シンポジウム資料集 オリパラに向けた GAP 指導と本来の農場評価体制	1,500 円税込
2019 年 2 月	2018 年度 GAP シンポジウム資料集 東京 2020 後の農産物販売と GAP 戦略	1,500 円税込
2020 年 2 月	2019 年度 GAP シンポジウム資料集 GAP は生産者と消費者を信頼で結ぶ懸け橋	1,500 円税込

『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 4月 7月 10月 に発行されます。

入会のご案内

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

当協会の会員は、GAP シンポジウムや各種セミナーへ会員価格で参加ができます。また、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを行っています。

《会員の皆様の自由な投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っています。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会 事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 3-4-3 松代ハウス A 棟 402

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：http://www.fagap.or.jp/

《株式会社 AGIC（エイジック）の活動》

㈱AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員、農業関連企業のスタッフなどへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

㈱AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。GAP についてのお問合せ、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みなどは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

㈱AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：http://www.agic.ne.jp/